

○フロンティア事業推進補助金交付要綱

平成3年3月19日要綱第2号

改正

平成15年3月18日要綱第1号
平成15年5月26日要綱第13号
平成17年3月22日要綱第3号
平成17年8月8日要綱第22号
平成27年5月1日要綱第17号
令和5年3月27日要綱第10号
令和5年7月20日要綱第29号
令和8年5月1日要綱第17号

フロンティア事業推進補助金交付要綱

(通則)

第1条 フロンティア事業推進補助金（以下「補助金」という。）の交付については、中標津町補助金交付規程（平成15年規程第6号。以下「交付規程」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 フロンティア基金を運用し、各分野における人材の育成及び町民が新たに取り組む事業など、自主的な活動に要する経費に対して、予算の範囲内で補助し、活力あるまちづくりの推進を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、別表1のとおりとする。ただし、町税等に滞納がある場合は、補助対象者から除くものとする。

2 前項ただし書について、町民にあっては当該本人、団体にあっては団体及び代表者の滞納の有無によるものとする。

(補助の対象及び補助額)

第4条 補助金の交付の対象となるもの及び経費並びに補助額は別表1のとおりとする。

2 別表第1に定める補助対象経費は、別表第2に定める経費科目の分類ごとに支給の例によるものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第5条 補助金の交付決定を受けた者が、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(補助金交付決定の取消等)

第6条 町長は、補助金の交付を受け又は受けようとする者が次の各号の一に該当するときは、補助金交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

- (1) 補助金を交付の目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 事業の実施方法が不適当なとき。
- (4) その他この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月18日要綱第1号）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年5月26日要綱第13号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成17年3月22日要綱第3号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年8月8日要綱第22号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年5月1日要綱第17号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月27日要綱第10号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年7月20日要綱第29号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和5年7月1日から適用する。

附 則（令和8年5月1日要綱第17号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。